

国・県による被害防除事業一覧

(令和7年度の例)

<p>事業名</p>	<p>鳥獣被害防止総合対策事業のうち整備事業（ハード事業） （国補）</p>	<p>鳥獣害防止施設整備強化事業 （県単）</p>
<p>事業内容</p>	<p>鳥獣による農林水産業等に係る被害の軽減に向け、鳥獣被害に関する問題の明確化を図り、地域の実情に応じて各種関連事業との連携の下に実施される、次の事業内容の実施に要する経費に対する補助</p> <p>①鳥獣害防止施設（侵入防止柵等） ②処理加工施設 ③捕獲技術高度化施設 ④地域提案 等</p>	<p>野生鳥獣による農作物の被害を防止するために必要な次の施設等の整備に要する経費に対する補助</p> <p>（1）侵入防止柵等の新規整備 ①被害防除 電気柵、ワイヤーメッシュ柵等 ②鳥獣捕獲対策 捕獲用具等 ③獣肉処理施設内の機器等</p> <p>（2）集落点検結果に基づく既存柵の改良・地際補強整備</p>
<p>補助率等</p>	<p>事業主体：市町 事業実施主体：市町、市町協議会、農協等 補助率：1/2 以内 （※）侵入防止柵の自力施工を行う場合は資材費相当分が定額（上限単価あり） （※）山村、過疎、離島、半島、特定農山村の5法指定地域は55/100 以内 （※）鳥獣管理専門員の助言・指導を受けるなど、適正な設置・管理に努めること</p>	<p>事業主体：市町 事業実施主体：市町、市町協議会、農協、認定農業者、認定新規就農者、エコファーマー、営農集団等 補助率：1/3 以内（県1/3、事業実施主体2/3） （※）市町に1/3 継足を要請 （※）鳥獣管理専門員の助言・指導を受けるなど、適正な設置・管理に努めること</p>
<p>採択条件</p>	<p>○被害防止計画を作成 ○受益戸数が3戸以上 等</p>	<p>○国庫補助金及び他の県補助金等が交付されていない ○受益戸数が2戸以上（認定農業者等の場合は1戸以上） ○県内外で効果が確認されている防止方法である</p>